

兵庫県公報

平成22年7月16日 金曜日 第2201号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 町営土地改良事業の計画変更同意（同）	4
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	6
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	6
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	10
○ 入札公告（管理課）	10
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	13

告 示

兵庫県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年7月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 打越土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岩田敏幸	姫路市打越1213番地
同	大塚正稔	同 市打越421番地
同	谷川裕康	同 市打越1329番地の15
同	岩田一成	同 市打越696番地
同	谷川正則	同 市打越1171番地
同	長塚守	同 市打越733番地の3
同	岩田利郎	同 市打越1245番地の1
同	小林紀夫	同 市打越1339番地の60
同	前田龍文	同 市打越678番地
同	谷川明洋	同 市打越1170番地
同	大塚弘義	同 市打越545番地
同	大塚昌良	同 市六角268番地の1
同	大塚雅弘	同 市打越409番地
同	大塚公昭	同 市打越430番地
同	門口悦美	同 市打越393番地
監事	福嶋宏	同 市打越192番地の2
同	大塚公彦	同 市打越418番地の1
同	小林武夫	同 市打越1217番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 塚 正 稔	姫路市打越421番地
同	小 林 紀 夫	同 市打越1339番地60
同	谷 川 裕 康	同 市打越1329番地15
同	岩 田 利 郎	同 市打越1245番地 1
同	玉 田 光 久	同 市打越687番地
同	谷 川 正 則	同 市打越1171番地
同	長 塚 守	同 市打越733番地 3
同	前 田 龍 文	同 市打越678番地
同	谷 川 明 洋	同 市打越1170番地
同	岩 田 敏 幸	同 市打越1213番地
同	大 塚 昌 良	同 市六角268番地 1
同	門 口 悦 美	同 市打越393番地
同	大 塚 雅 弘	同 市打越409番地
同	大 塚 公 昭	同 市打越430番地
同	大 塚 廣 昭	同 市打越535番地
監 事	福 嶋 宏	同 市打越192番地 2
同	大 塚 公 彦	同 市打越418番地 1
同	小 林 武 夫	同 市打越1217番地

2 明石堀割土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 則 雄	明石市鳥羽1596番地
同	藤 井 孝 夫	同 市藤江1402番地の 2
同	神 足 計 治	同 市藤江410番地
同	藤 井 茂 樹	同 市林 2 丁目16番18号
同	重 泰 夫	同 市松江137番地
同	岩 井 秀 夫	同 市松江531番地の 2
同	西 海 勝	同 市大久保町森田159番地
同	碓 永 毅	同 市大久保町松陰179番地
同	山 中 佐 市	同 市小久保 6 丁目 7 番地の 4
同	立 花 新 司	同 市鳥羽1623番地
同	田 口 隆 清	同 市鳥羽263番地
同	木 内 宗 一	同 市林 3 丁目 1 番 8 号
同	伊 藤 諭	同 市和坂 2 丁目11番14号
同	竹 中 康 訓	同 市小久保 3 丁目 4 番地の12
同	中 川 基 治	同 市大久保町高丘 5 丁目20番地の 8
監 事	井 上 一 美	同 市西明石北町 3 丁目 3 番21号
同	松 井 一 浩	同 市藤江1525番地
同	井 住 敏 彦	同 市鳥羽438番地
同	黒 兼 正 博	加古川市尾上町口里492番地の 1 1209号

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 則 雄	明石市鳥羽1596番地
同	藤 井 孝 夫	同 市藤江1402番地の 2
同	伊 藤 偉 喬	同 市藤江313番地の 6
同	赤 松 保	同 市林 2 丁目14番12号
同	重 泰 夫	同 市松江137番地
同	岩 井 秀 夫	同 市松江531番地の 2
同	西 海 勝	同 市大久保町森田159番地

同	碓 氷 毅	同	市大久保町松陰179番地
同	山 中 佐 市	同	市小久保6丁目7番地の4
同	立 花 新 司	同	市鳥羽1623番地
同	田 口 隆 清	同	市鳥羽263番地
同	羽子岡 幸 一	同	市林3丁目14番13号
同	茶 谷 秀 男	同	市和坂2丁目12番27号
同	竹 中 康 訓	同	市小久保3丁目4番地の12
同	木 下 宣 明	加古郡播磨町西野添	5丁目10番3号
監 事	井 上 一 美	明石市西明石北町	3丁目3番21号
同	松 井 一 浩	同	市藤江1525番地
同	井 住 敏 彦	同	市鳥羽438番地
同	大 西 和 彦	同	市大久保町江井島846番地の3

3 蓼川土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	西 村 幹 雄	豊岡市日高町野々庄391番地

4 手中池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	末 松 見佐夫	加古郡稲美町印南363番地の29
同	井 上 貞 夫	同 郡同 町印南91番地の1
同	丸 尾 義 和	同 郡同 町印南273番地
同	井 上 庄 蔵	同 郡同 町印南363番地の11
同	宇治橋 弘	同 郡同 町印南518番地
同	松 田 進	同 郡同 町印南205番地の6
同	植 田 文 則	同 郡同 町印南129番地
監 事	丸 尾 武	同 郡同 町印南236番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	丸 尾 義 和	加古郡稲美町印南273番地
同	井 上 貞 夫	同 郡同 町印南91番地の1
同	井 上 庄 蔵	同 郡同 町印南363番地の11
同	植 田 光 男	同 郡同 町印南161番地の6
同	宇治橋 弘	同 郡同 町印南518番地
同	植 田 眞一郎	同 郡同 町印南163番地の6
同	植 田 文 則	同 郡同 町129番地
監 事	丸 尾 武	同 郡同 町236番地の1
同	末 松 見佐夫	同 郡同 町363番地の29

5 草谷川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	平 石 勝	加古郡稲美町下草谷401番地の90

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長谷川 節 次	加古郡稲美町下草谷340番地の126



兵庫県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成22年 7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
蓼川土地改良区	平成22年 6月 8日
野々池土地改良区	同
岡土地改良区	平成22年 6月 2日



兵庫県告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年 7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
養父市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	米里・朝倉地区	平成22年 7月16日から 同 年 8月 5日まで	養父市役所



兵庫県告示第744号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年 7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
神河町	土地改良総合整備事業	長谷地区	平成22年 6月28日



兵庫県告示第745号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成22年 7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時
平成22年 8月 4日（水）午前10時から午前10時15分まで
- 3 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第1号館10階農政環境部会議室



兵庫県告示第746号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社 I H I 相生事業所
相生市相生5292番地
相生事業所長 荻 俊 秀
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社 I H I 相生事業所
相生市相生5292番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	74号 排水処理施設	
能	力	400m ² /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		既 設	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	30	40
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	25	40
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.6	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1.5	1.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		48	90

備考 汚水等の再利用水量を増加させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 7月16日から同年 8月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び相生市建設経済環境部環境課



兵庫県告示第747号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成22年 7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社ハウスホールド
- 2 代表者氏名 細 田 耕 吉
- 3 事務所所在地 西宮市平松町2-35
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(4)第202843号
- 5 免 許 年 月 日 平成19年 6月 3日

公 告**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年 7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人夢のたね
 - イ 代表者の氏名 松 本 雅 也
 - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市夢前町前之庄736番地2
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対してしょうがいの軽減と地域社会への参加に関する事業を行うとともに、地域社会への貢献を行い、障害者が地域と共に生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人さのよい
 - イ 代表者の氏名 荒 木 俊 介
 - ウ 主たる事務所の所在地 淡路市佐野1382番地
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、佐野地区及び周辺の住民に対して町おこし計画、清掃活動、音楽、演芸などの育成、スポーツ、芸術の普及、環境保全に関する事業を行い、佐野地区及び周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人いなみ野万葉の森の会
 - イ 代表者の氏名 沼 田 典 生
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町蛸草31番地の7
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、万葉に関する文化的事業並びに万葉植物の栽培・相談に関する事業を行い、地域文化の推進と心の豊かさや活力の増進に寄与することを目的とする。
- 4 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島環境整備機構

イ 代表者の氏名 伊 藤 秀 樹

ウ 主たる事務所の所在地 淡路市竹谷513番地 4

エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路島の放置竹林による農作物への浸食被害や災害防止のための整備事業を行うことにより、淡路島の自然環境の保護及び地域の活性化を図り、島民にとって豊かで住みよい環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あいあいひろば

イ 代表者の氏名 長谷川 和 正

ウ 主たる事務所の所在地 相生市相生 3丁目 2番 6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、相生地区住民とその関係者に対して、「あいあいひろば」の運営を通じて交流の輪を広げ、高齢化率の高い当地区におけるいきいきとした地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本ハートフルサポート

イ 代表者の氏名 西 浦 宏

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市東神吉町砂部201番地の 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす高齢者とその家族に対して、介護保険法に基づいた住宅環境の整備や設備に対する情報の提供・支援・協力・サポートを行うと共に、高齢者と地域住民との交流事業などを行い、生きがいや仲間作りができる環境を提供することを通じて、高齢者が安全、快適、元気で生き生きとした幸福な人生を送れる地域社会の実現など福祉の増進に寄与すること及び、フィリピン国内で貧困に苦しむ児童に対して、医療支援、就学支援を行うと共に、E P A（経済連携協定）により介護福祉士候補生に対して、フィリピン国内での日本語教育などを行うことで国際支援活動の推進に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人100年福祉会

イ 代表者の氏名 新 川 修 平

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区片山町 2丁目17番 9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、及び障害者によるアートなど生きがいに関する事業を行うことで、障害のある方が自己表現を通じ社会に「役立つ」を目標に活動する場の提供を行い、心の福祉の増進に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ホイッスル

イ 代表者の氏名 岡 田 成 治

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市今津巽町 1番18号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く地域社会に対して災害救助活動支援、安全活動等の相談支援事業、防災用品の企画・頒布に関する事業を行い、防災・減災の活動を通じ安心・安全な町づくりに寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人花と緑のネットワーク川西

イ 代表者の氏名 曾 根 知 一

ウ 主たる事務所の所在地 川西市寺畑1丁目4番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、家庭から排出する生ゴミ等を家庭で堆肥化して減量すると共に、出来た堆肥をお花や無農薬有機野菜の栽培に活用したり、子どもの健全育成を図るため農場で親子農業体験活動などを催して、地球環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年 7月16日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋ミュージアム・マネジメント

イ 代表者の氏名 角 野 幸 博

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市奥池町27番9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市民・地域住民に対して、芦屋市が所有する文化施設の維持運営管理のための指定を受け、その施設の維持運営管理とその施設の多角的、個性的な発展のための支援、並びに、文化・芸術の保存、発展、育成、及び社会交流の場の提供に関する事業を行ない、地域社会の文化・芸術・教育の発展に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋メンタルサポートセンター

イ 代表者の氏名 寺 内 嘉 一

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市呉川町16番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者が住み慣れた地域の中で、生き生きと心豊かに暮らしていくために、小規模作業所、小規模通所授産施設等を運営するとともに、精神保健福祉に関する啓発・相談事業等を実施することにより、精神障がい者並びにその家族の地域での生活の支援と地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あおぞら太陽の家

イ 代表者の氏名 春 名 哲 夫

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町岸田608番3

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人オーガニック・ライフ・コラボレーション

イ 代表者の氏名 福 本 裕 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区森北町4丁目4番53号B-203号

エ 定款に記載された目的

この法人は、長引く不況と厳しい競争社会の中で、様々な問題を抱えている人たちに対して、共に学

び合い支え合う地域づくりに関する事業を行い、競争社会とは異なる共創社会を目指し、各々が『オンラインワン』であり、自分らしく生きていくことにより自分が自分を確立していく環境の形成に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人福祉苑リーベの会

イ 代表者の氏名 江 口 貴 博

ウ 主たる事務所の所在地 明石市日富美町5-16 ハリマビル1F

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者小規模作業所の運営、障害者の自立支援、障害者保健福祉に関する啓発・交流、障害者福祉に関する相談に関する事業を行い、その中で、協調性を養い、さまざまな経験を通じて社会のルールの確立を図り、周辺の人々との交流を通じて、誰もが住みやすい社会の構築と社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島アートセンター

イ 代表者の氏名 中 田 亜祐美

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市本町8丁目4番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路島を主なフィールドとして、アートプロジェクトの企画・運営を行い、アートを通してすべての人に表現やコミュニケーションの機会を提供し、まちづくりの推進や淡路島の魅力の発信をすることにより、広く社会貢献することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会

イ 代表者の氏名 神 谷 良 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影中町2丁目3番23-107号

エ 定款に記載された目的

この法人は、よりよい地域社会を目指す非営利組織として、高齢者・障害者を中心とする地域住民に対して、「ともに生きる暮らしをめざして」の理念のもと、心のこもった介護・家事援助及び子育て支援等の福祉サービス活動を行い、福祉のまちづくりへの推進に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋市障がい児・者福祉会

イ 代表者の氏名 花 岡 啓 一

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市新浜町3番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者とその家族に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、行政・福祉団体等関係機関との連携を図り、地域住民の幅広い支援を得ながら、障害児・者が生きがいをもち、安心して自立生活を営み、積極的に様々な分野の社会活動に参画できる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人来楽輪

イ 代表者の氏名 山 本 健 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市城見町26番地 城見プラザ101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、一障害者として、人間として生きている証を残せるよう生活支援や自立支援など福祉に関する事業を行うとともに、自らの社会参加を促す地域コミュニティ作りの推進を図ることにより、地域福祉やまちづくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人くつろぎの家らく

イ 代表者の氏名 中 西 基久子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市松風町3番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者あるいは障害者に対して、住み慣れた自宅や地域の中でつながりのある人々とともに暮らし続けていけるよう、在宅生活を支える通所介護やヘルパー派遣、給食サービスと幼児学童保育事業を行い、誰もが地域の中で安心して暮らせる社会福祉の増進に寄与する事を目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成22年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうごセルフヘルプ支援センター

イ 代表者の氏名 中 田 智恵海

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区深江南町1-8-22-101

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民、主として兵庫県民に対して、セルフヘルプグループについての情報提供、支援および地域社会に援助ネットワークを構築するための事業を行い、病気や障害などの生き辛さを抱え、社会で孤立する人々に寄与することを目的とする。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町太田字南五反田1757番2、1757番3、1758番1、1759番1、1759番3、1760番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市安田一丁目9番地

株式会社オフ開発 代表取締役 西 川 育 夫

3 許可年月日及び許可番号

平成22年 1月26日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1-14号（21太子）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年 7月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

除雪ドーザ（車輪式 11トン級） 3台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成23年 1月14日（金）

(4) 納入場所

豊岡土木事務所 豊岡市幸町7-11 2台

養父土木事務所 養父市八鹿町下網場320 1台

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 伊藤
電話 (078) 341-7711 内線 4939
- (2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成22年7月16日(金)から同月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成22年8月26日(木)午後1時30分 兵庫県庁西館1階 小入札室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成22年7月25日(水)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- (5) 電子入札
本件は、書面による従来の入札及び開札手続と併せて、「兵庫県物品電子入札・開札システム」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
ア 申込書の提出は、平成22年7月16日(金)午前9時から同月30日(金)午後4時まで(日曜日を除く。)に物品電子入札・開札システムにより提出すること。
イ 電子入札は、平成22年8月19日(木)午前10時から同月26日(木)午後1時30分まで(日曜日を除く。)に行うこと。
ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認をうけること。
ア 受付期間
平成22年7月20日(火)から同年8月12日(木)まで(持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
なお、電子入札・開札システムによる場合は、平成22年7月20日(火)から同年8月12日(木)まで(日曜日を除く。)の午前8時から午後10時まで(ただし、8月12日(木)は午後4時までとする。)の間に提出すること。
イ 受付場所
前記3(1)に同じ。
ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できる書類

エ 提出方法

電子入札・開札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成22年 8月19日（木）午前10時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年 8月24日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

3 Snow dozer (vehicle, 11 tons)

- (3) Delivery period: January 14, 2011

- (4) Delivery place:

Toyooka Public Works Office

Yabu Public Works Office

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 30, 2010

- (6) Deadline for tender:

13:30 August 26, 2010 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 August 25, 2010 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ito, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4939



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成22年 7月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
参議院議員通常選挙選挙公報（選挙区） 2,536,420部
参議院議員通常選挙選挙公報（比例代表） 2,536,420部
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年6月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
- 5 随意契約に係る契約金額
70,309,562円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(c)による。